不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	許可の取消し等
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例第8条

<処分基準/聴聞・弁明手続>

基準規定	美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例第8条
	■設定 □未設定
	○美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例
	(許可の取消し)
	第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、若
	しくはその効力を停止し、又はその条件を変更することができる。
	(1) 許可を受けた者が、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違
 処分基準	反したとき。 (0) オエの手肌により許可な受けなりま
~ % 4 +	(2) 不正の手段により許可を受けたとき。
参考資料	
多	
聴聞・弁明手続	
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	総務課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

不利益処分の名称	使用料等の徴収
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例第 10 条

<処分	基準	三/ 耶	遠聞・	弁明手続>
基	準	規	定	美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例第 10 条、第 11 条、第 13 条、別表第 1、別表第 2 美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例施行規則第 3 条、第 4 条
				■設定 □未設定
				○美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例
				(使用料等の徴収)
				第10条 町長は、第3条第1項の許可を受けた者から、使用料等を徴収する。 (使用料等の額)
				第11条 使用料等の額は、別表第1に定めるところにより計算した額(その額が
				100 円に満たない場合にあっては、100 円)とする。ただし、許可をした使用の
				期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度ごとに同表に定めるところ
				により計算した額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の合計
				額とする。
				2 収益料の額は、別表第2に定めるところにより計算した額とする。
				(使用料等の徴収方法)
処	分	基	基 準	第13条 使用料等は、使用又は収益の許可をした日から1か月以内に納入通知書に
_	/,	-	_	より一括して徴収するものとする。ただし、許可をした使用の期間が翌年度以降
				にわたる場合においては、翌年度以降の使用料等は、毎年度、当該年度分を4月
				30 日までに徴収するものとする。
				別表第1、別表第2 略
				○美郷町法定外公共用財産の使用等に関する条例施行規則(使用料の額)
				第3条 条例別表第1の規則で定めるものは次の表の左欄に掲げるものとし、同表
				の規則で定める額はそれぞれ同表の中欄に掲げる単位につき同表の右欄に定める
				金額とする。
				表略

(収益料の額)

	第4条 条例別表第2の規則で定めるものは、じゅん菜等とし、同表の規則で定める額は、採取量1リットルとして、採取量に1リットル未満の端数があるときは当該端数を1リットルとして計算する。
参考資料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日